
第2期 寄居町DX推進計画

To-Be

みんなにやさしく
もっと便利でスマートな町役場へ

自治体DX推進計画が掲げる目指すべきビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を踏まえた町の目指す姿（To-Be）

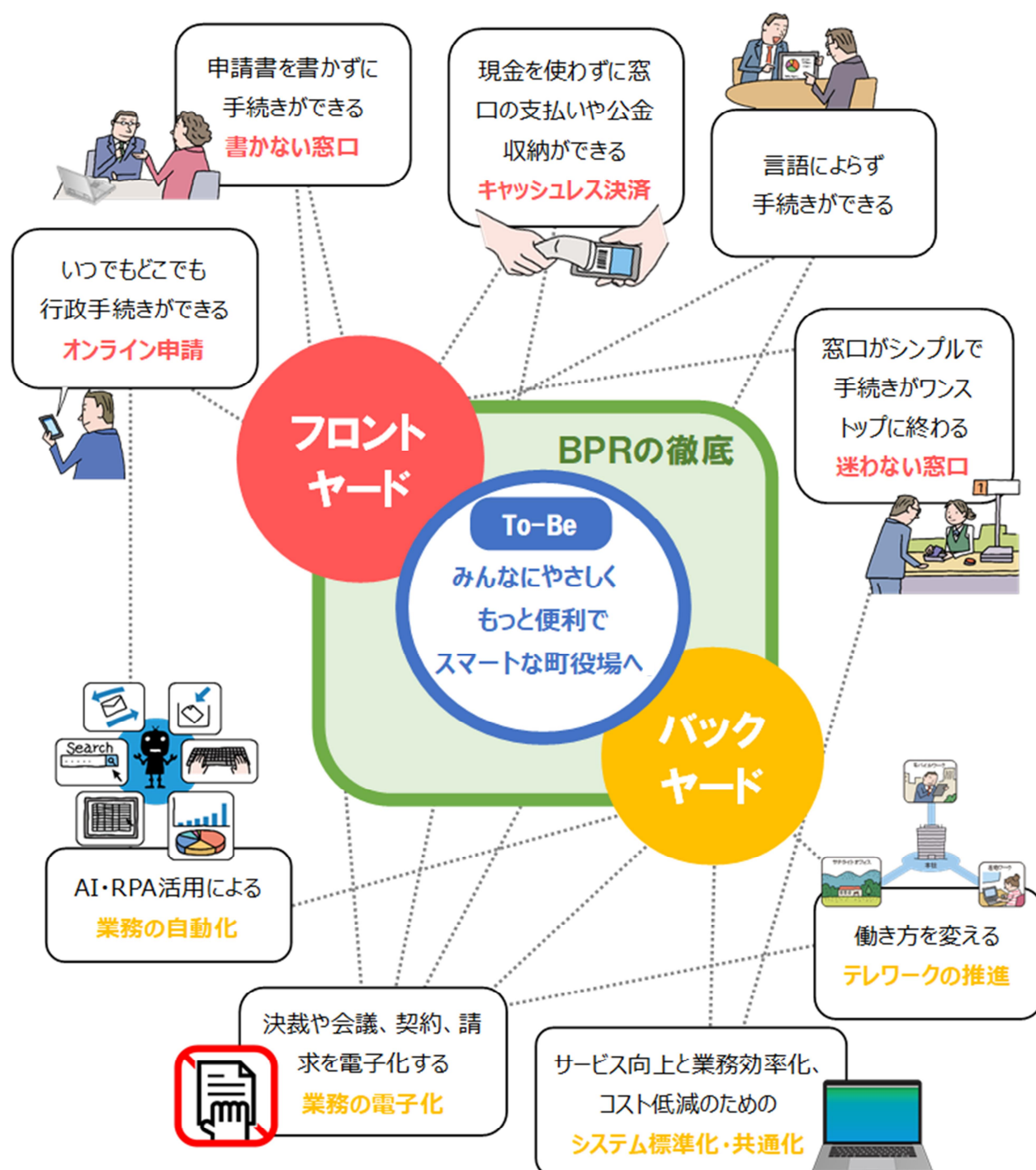
令和6年7月

寄居町

目次

1	D Xにより目指す町の姿.....	2
2	計画の経緯・目的.....	3
	（1）社会的な背景～なぜDXに取り組むのか～.....	3
	（2）国、県の動き.....	3
	（3）計画の目的とビジョン.....	2
3	計画の位置づけ.....	6
4	計画の期間.....	6
5	計画の全体構成.....	7
6	推進体制.....	9
7	取組方針とDX施策.....	10
	取組方針1：フロントヤード改革.....	10
	取組方針2：バックヤード改革.....	11
	取組方針3：適正な推進体制・基盤の整備.....	12
	取組方針4：デジタル人材の育成.....	13

1 DXにより目指す町の姿



2 計画の経緯・目的

（１）社会的な背景～なぜ DX に取り組むのか～

現在、全国的に人口減少が進行し、特に経済活動を支える生産年齢人口は著しく減少しています。2040 年には日本の高齢者人口（65 歳以上）がピークとなり、これまでの少子高齢化問題とは次元の異なる様々な問題が起きることも予想されています。

一方で、行政の役割として社会変化の中で多様化する住民ニーズへの対応はより一層求められており、限りある人的資源の中で社会構造の変革や ICT¹を活用した生産性の向上が不可欠とされています。

また、2020 年から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症への対応においては、地域・組織間で横断的なデータ活用が十分にできないことなど、デジタル化の遅れによる様々な課題が浮き彫りとなりました。こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）²が求められています。

（２）国、県の動き

行政のデジタル化に関しては、2016 年 12 月に官民データ³の適正かつ効果的な活用の推進を図るため「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」が施行され、推進に関する基本計画として、国は「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」を策定しました。

2019 年 12 月には「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）」（以下「デジタル手続法」という。）により「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」（以下「デジタル行政推進法」という。）が改正され、行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等が定められました。また、2020 年 12 月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定した上で、自治体が重点的に取り組むべき事項等を具体化し、国による支援策をまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。直近では、2024 年 4 月に自治体 DX 推進計画の第 3.0 版として、自治体フロントヤード⁴改革の推進や自治体情報システムの標準化・共通化、eLTAX⁵を活用した公金収納の取組を進めること等を踏まえた所要の改定が行われています。

¹ ICT:Information and Communication Technology の略で、一般に情報通信技術と訳される。

² デジタルトランスフォーメーション:ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

³ 国や地方公共団体、その他事業者等により、その事務または事業の遂行にあたり管理、利用、提供されるもの。

⁴ 自治体フロントヤード:住民と行政との接点。庁舎における窓口だけでなく、電子上や電話等も含む全ての行政窓口を指す。

⁵ eLTAX:地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。

自治体DX推進計画等の概要

- 「デジタル・ガバメント実行計画」策定（令和2年12月）以降、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、自治体の取組を後押し（計画期間：令和3年1月～令和8年3月）。
- 令和5年度においても、フロントヤード改革や都道府県と市区町村との連携による推進体制の構築に係る取組等、適宜計画等に反映。

自治体DX推進計画（2020.12.25策定、2024.4.24改定）	自治体DX推進手順書（2021.7.7策定）
■自治体におけるDXの推進体制の構築 ① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成 ③ 計画的な取組 ④ 都道府県による市区町村支援 ■重点取組事項 ① 自治体フロントヤード改革の推進 ・ 各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード（住民と自治体の接点）を実現 ② 自治体情報システムの標準化・共通化 ・ 2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行 ③ 公金収納におけるeLTAXの活用 ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進 ⑤ セキュリティ対策の徹底 ⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進、⑦ テレワークの推進 ■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項 ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 ② デジタルデバйд対策 ③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	■自治体DX全体手順書（2024.4.24改定） ・ DXの推進に必要なと想定される一連の手順を0～3ステップで整理 ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定 ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組の実行 ■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2023.9.29改定） ・ 自治体情報システム標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す ■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2024.4.24改定） ・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す ■自治体DX推進参考事例集（2024.4.24改定） ・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの 地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12.28策定、2022.9.4改定） これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの

出典：自治体DX推進計画等の概要（総務省自治行政局地域DX推進室）より

埼玉県でも、行政のデジタル化推進と、社会基盤としてのデジタルインフラを浸透させることにより、社会課題を解決することを目的として2021年3月に策定した「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を2024年3月に改定しました。ペーパーレス化やウェブ会議の活用などの取り組みにより、第1ステップのデジタイゼーション⁶について一定の成果があったとし、第2期計画では、第2ステップとして「業務プロセスの改革と県民サービスの向上への取組」を強力に推進するとしています。

（3）計画の目的とビジョン

DXに関する国、県の動きを受け、町においては町機関等の情報システムの整備を総合的かつ計画的に進め、手続等に係る住民等の利便性や住民サービスの向上、行政運営の簡素化及び効率化、社会経済活動の更なる円滑化を図ることを目的とした「寄居町デジタル化推進計画」を令和3年7月に策定し、Society 5.0⁷時代にふさわしい行政サービスを町民一人ひとりが享受できるデジタル・ガバメントを目指してきました。

しかしながら、少子高齢化・人口減少が加速し、行政資源がますます制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、業務のデジタル化を含めたより一層の変革を進めることが喫緊の課題となっています。DXにおける重要

⁶ デジタイゼーション：既存の紙のプロセスを自動化するなど、アナログをデジタル形式に変換すること。

⁷ Society 5.0：インターネットによりモノ・情報・人をつなぐとともに、AI等の活用により経済発展と社会的課題の解決を両立する社会のこと。情報社会(Society 4.0)に続く5番目の社会として位置づけられている。

な概念は、単なるデジタル技術の導入に留まることなく「デジタル化を手段として『変革』を進めること」であり、手続きや業務フロー自体を見直し、併せて制度や施策、組織の在り方を変革していく業務改革（＝BPR⁸）が求められています。

自治体フロントヤード改革が目指すもの（将来の姿）



出典：自治体フロントヤード改革に関する個別取組事例集（総務省行政経営支援室）より

そこで町では、こうした社会情勢の変化を踏まえ、町の DX を長期的な展望を持ちつつ着実に歩みを進めていくため、「寄居町デジタル化推進計画」（以下、「第 1 期計画」という。）の改定を行いました。基本的には第 1 期計画の内容を踏襲しつつ所要の見直しを行ったほか、自治体 DX 推進計画が掲げる目指すべきビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を踏まえ、町の目指す姿（To-Be）として「みんなにやさしく もっと便利でスマート⁹な町役場へ」を新たに掲げるとともに、町や業務の「変革」を強調するために計画の名称を「デジタル化」から「DX」に改め「第 2 期寄居町 DX 推進計画（以下「本計画」という。）」として取りまとめます。

⁸ BPR:Business Process Re-engineering の略で、業務内容や業務の流れ、組織構造を分析し最適化することによって、業務プロセスを抜本的に構築すること。

⁹ スマート（自治体）:AI をはじめデジタル技術を導入することで、定型業務を自動化したり、業務を標準化するなど効率的なサービスの提供を行うこと。

3 計画の位置づけ

本計画は、「第6次寄居町総合振興計画¹⁰（平成29年3月策定）」で目指す町の将来像「可能性∞ 笑顔満タン よりいまち」の実現に向けた基本目標及び施策等と整合性を確保します。

また、官民データ活用推進基本法第9条第3項の規定に基づく町の区域内における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めた「市町村官民データ活用推進計画」及びデジタル行政推進法第4条及び第5条第1項、並びに寄居町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第16号）第3条に規定する「情報システム整備計画」としても位置づけるものとします。

4 計画の期間

計画期間：令和6年8月 ～ 令和9年7月（3年間）

町では令和3年7月から3年間の計画で、将来的なDXの推進による住民サービスの向上と行政運営の効率化を目的として、実現に向けた施策・事業を展開してきました。

第1期計画の取組による成果は少しずつ現れていますが、解消すべき課題も多く残ることから、引き続きDXの取組を推進すべく、今回改定する本計画においても3年間の計画とします。なお、計画期間中であっても、必要に応じて所要の見直しを行うものとします。



図：各計画期間

¹⁰ 第6次寄居町総合振興計画：長期的な視点で町が目指す姿や基本目標を定め、その実現のための方針や手段等を総合的・体系的に示す町政運営の最上位計画。平成29年(2017年)3月策定。計画期間は平成29年度(2017年度)から令和8年度(2026年度)までの10年間。

5 計画の全体構成

本計画の全体構成として、第1期計画で定めた推進すべき4つの基本目標を踏襲しつつ、自治体DX推進計画に示されている「自治体DXの重点取組事項」、「自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組」及び「必要に応じ実施を検討する取組」の全12項目の取組（下図参照）を踏まえた構成とします。

自治体DXの重点取組事項

- フロントヤード改革の推進
- セキュリティ対策の徹底
- 情報システムの標準化・共通化
- 自治体のAI・RPAの利用推進
- 公金収納におけるeLTAXの活用
- マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- テレワークの推進

自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

- デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し
- デジタルデバйд対策

必要に応じ実施を検討する取組

- BPRの取組の徹底
- オープンデータの推進・官民データ活用の推進

図：自治体DX推進計画に示す国の各取組事項（総務省より）

第2期となる本計画では、当町のDXを推進するうえで、住民と職員の双方にとって利便性の高い行政に再構成するために、全職員が現行業務のあり方を見直す必要があることから、**DXを行う前提条件として「BPRの徹底」を位置づけます。**

続いて、第1期計画の4つの基本目標のうち、①「行政手続のオンライン化と行政サービスの向上」を「フロントヤード改革」、②「デジタル技術を活用した行政事務の効率化」を「バックヤード¹¹改革」と名称を改めたうえで本計画の2本の柱として据え、より強力に推進していきます。さらに、①と②の取組をバックアップする形として③「適正な推進体制・基盤の整備」と④「デジタル人材の育成」をDX推進の基礎として位置づけ、町のDXを推進します。

¹¹ バックヤード：職員が業務処理を行う場所及び処理作業のこと。



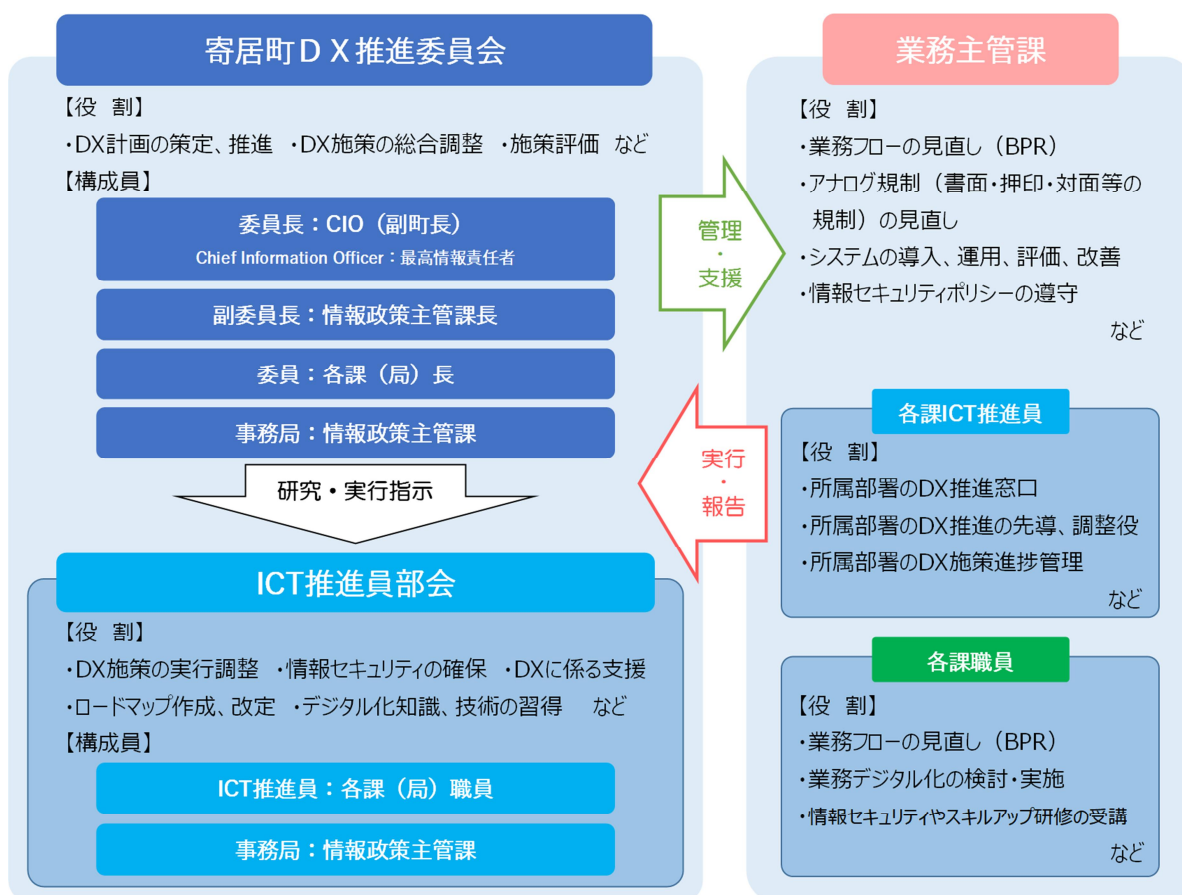
図：計画の構成イメージ

また、本計画における目標達成のため、取組方針ごとの具体的な取り組みや工程を示すロードマップ（工程表）を作成し、各業務や現場ごとのDX施策の進行管理を行いつつ、所管課の枠を越えた業務の見直しを推進します。ロードマップは状況に合わせて随時ブラッシュアップ（改良・改善）して、計画の実効性をより高め、着実な計画推進に取り組めます。

6 推進体制

本計画を全庁横断的に計画的かつ効率的に推進していくため、副町長を CIO¹²(最高情報責任者)と定め、CIO を委員長として各課(局)長により構成される「寄居町 DX 推進委員会¹³」を設置します。CIO の指示のもと、分野や業務を越えた全庁的な連携体制を構築することで、様々なサービスやデータが連動し相乗的な効果を発揮できる施策及び取り組みを実施します。

施策の実行段階においては、各課(局)に配置する ICT 推進員で構成する専門部会により、各取組方針のロードマップの作成や DX 施策の実行調整などを行います。また、各課 ICT 推進員が DX 推進リーダーとなり、各課所管業務の DX を推進していきます。



図：推進体制

¹² CIO: (Chief Information Officer: 最高情報責任者)の略で、組織・企業等において情報の取扱いや情報技術に関する最上位の責任者で、情報戦略や IT 計画の策定などに責任を持つ。最高経営責任者(CEO)は組織・企業等の経営全体に対しての責任を持つ一方で、CIO は経営戦略と協調して、デジタル・IT 戦略を中心に立案し責任を持つ。

¹³ 寄居町 DX 推進委員会: 第1期計画の「寄居町デジタル化推進委員会」から名称変更。

7 取組方針と DX 施策

本計画では、BPR の実施を大前提として、推進すべき DX 施策を体系的に整理した 4 つの「取組方針」を掲げます。取組方針ごとに本計画の主要な施策を設定し、それぞれの観点から当町の DX を推進していきます。

前提条件：BPR の徹底（当たり前の見直し）

DX に取り組むうえで全ての前提となるものが既存業務における課題の洗い出しです。本計画においては、BPR を徹底して行うことを全職員の共通認識として機運の醸成を図ります。従来の押印・書面・対面といったアナログ方式による業務プロセスを根底から見直したうえで、AI や RPA¹⁴、ノーコード・ローコードツール¹⁵といった革新技术の活用を検討しながら、フロントヤード（住民との接点）及びバックヤード（内部事務）の両面で改革を実現します。

取組方針 1：フロントヤード改革（住民の利便性向上）

住民と行政の接点となるフロントヤードのあり方を見直し、住民ニーズに即した効果的で利便性の高い行政サービスの提供を目指します。

【マイナンバーカードの普及・利用促進】

オンライン上でも本人認証が行えるほか、オンラインによる様々な行政手続きが行え、健康保険証利用により医療データの蓄積に基づくより良い医療が受けられるなど、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及及び利用を促進します。

【行政手続のオンライン化】

従来の来庁を原則とした紙と押印による申請方式のサービス提供のあり方を見直し、オンラインで行える手続の拡充や公金収納の電子化を進めるなど、スマホやパソコンで「いつでも・どこでも・簡単に」行政サービスの手続が行えるよう、行政手続の原則オンライン化を推進します。

【窓口手続の負担軽減・利便性向上】

来庁者窓口では、デジタル手続法の基本原則（①デジタルファースト¹⁶ ②ワンスオンリー¹⁷ ③コネクテッド・ワンストップ¹⁸）に則り、「書かない」「待たない」「迷わな

¹⁴ RPA:Robotics Process Automation の略。ロボット(ソフトウェア)による業務の自動化をいう。

¹⁵ ノーコード・ローコードツール:コンピュータへの指示を記述するソースコードを書くことなく、あるいは記述量を抑えてアプリケーションやシステムが作成できるシステム。

¹⁶ デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。

¹⁷ ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。

¹⁸ コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること。

い」「行かない」窓口を実現し、住民の窓口手続きにかかる負担軽減を図ります。また、誰もが利用しやすい多様なニーズに対応し得る窓口への改革を推進します。

【デジタルサービスの充実】

広報や観光分野におけるデジタルコンテンツの充実や ICT 利用環境の整備、地域通貨を活用した事業展開、情報のプッシュ型配信など、住民の利便性や地域活性化に繋がるデジタルサービスの充実を図ります。

【官民データの利用等の促進】

官民データを様々な主体が容易に活用できるよう、町が保有するデータの公開（＝オープンデータ¹⁹）を推進します。また、オープンデータやビッグデータ²⁰を活用し、地域課題の洗い出しや解決に向けて効果的な行政サービスを推進します。

【住民理解及び利用の促進】

行政手続きのデジタル化で得られるメリットを拡大するとともに、そのメリットを住民に周知し理解を深めてもらうことで、住民自らがデジタルサービスを利用したくなる仕組みづくりを進めます。

取組方針 2：バックヤード改革（職員の業務効率化）

BPR を徹底し、業務のデジタル化やシステムの標準化等のバックヤード（内部事務）改革により、職員の業務効率化と多様な働き方の体制整備を目指します。

【業務のデジタル化】

デジタル原則に則り、従来の紙と押印による申請業務や決裁業務といったアナログ方式の内部業務のあり方を見直すとともに、町の業務・事務処理等を総合的にデジタル化し、行政運営の効率化を推進します。DX にあたっては、「住民サービスの向上」と「行政事務の効率化」を両立させる点を重視し、持続可能な行政運営を目指します。

【情報システムの標準化・共通化】

各種業務システムを標準化されたシステム及びクラウドサービス²¹に移行させることで、システムの運用コスト削減や業務の効率性と継続性、セキュリティ水準の向上を図ります。また、システム連携やデータ共有による業務の効率化とサービスの高度化を推進します。

¹⁹ オープンデータ：国や地方公共団体、その他事業者が保有する官民データのうち、営利・非営利問わず誰もが容易に二次利用（加工、編集、再配布等）が可能で、機械判読に適し、無償利用可能な形で公開されたデータ。

²⁰ ビッグデータ：様々な種類のデータが集積された巨大なデータ群。ICT の発達によって利用・分析が可能となり、統計情報や社会課題の解決に導く知見を得ることにより、新たな仕組みの創出やマーケティング等への活用が可能とされている。

²¹ クラウドサービス：企業や官公庁などの情報システムについて、自庁内に機器等を設置するのではなく、ネットワークを通じ外部の事業者が提供するシステムを遠隔で利用するサービス方式。

【先端技術の活用】

職員を定例的な事務作業から解放し、職員でなければならない企画立案や住民への直接的なサービス提供などの業務へ注力できるよう、AI 技術や ICT 等の様々なソリューションを業務に活用していきます。

【多様な働き方の体制整備】

ICT を活用した業務のペーパーレス化や電子決裁システム、オンライン会議環境など、テレワークが可能な環境を整備することにより、時間や場所を有効に活用し、職員のライフステージに合った多様な働き方ができる体制を整えます。

取組方針3：適正な推進体制・基盤の整備

全庁的な DX の推進体制の整備やセキュリティの確保等により、DX を適正に推進するための体制・基盤を整えます。

【全庁的な推進体制の整備】

全庁横断的な推進体制を整備し、DX を推進します。また、DX 施策や情報セキュリティに関し専門的な視点から助言を受けられる仕組みを整えます。

【業務継続性の確保】

ICT-BCP²²の策定や CSIRT²³の設置等により災害やセキュリティインシデント等の有事の際に速やかに業務再開が図れる体制を整えます。また、システムや回線の冗長化など、システム面でも業務の継続性を確保します。

【情報セキュリティの確保】

町が保有する情報資産を各種ウイルスやサイバーテロ、不正アクセス等の脅威から守るため、情報セキュリティ対策を充実させ、常に最新の対策を実施します。また、セキュリティ対策に関する監査を実施するとともに、情報セキュリティポリシー²⁴の適正な更新を図ります。

【デジタルインフラの整備】

公共施設等の公衆無線 LAN の整備や庁内ネットワークの強化など、サービスの基盤となる地域のデジタルインフラの整備を行っていきます。なお、デジタルインフラの整備は、時間とコストが大きくなるため、特に計画的な実施を検討していきます。

²² ICT-BCP:ICT-Business Continuity Planの略で情報システムに関する業務継続計画のこと。災害等の発生時、重要業務(非常時優先業務)をなるべく中断させず、可能な限り早急に復旧させ「業務継続」を実現させるための計画のこと。

²³ CSIRT:Computer Security Incident Response Teamの略。コンピュータやネットワーク上でインシデント(運用・情報管理に支障を及ぼしかねない問題等)の発生を監視するとともに、インシデント発生時には、その原因解析や影響範囲の調査、再発防止策の立案等を行う組織のこと。

²⁴ 情報セキュリティポリシー:組織における情報資産のセキュリティ対策について、総合的かつ具体的にとりまとめたもの。

【システム調達の適正化】

情報システムの調達について基準を設けるなど適正化を図ります。また、県及び他市町村と連携し、スケールメリットを活かしてシステムの共同調達・共同利用を推進します。これにより、調達コストの低廉化を図るとともに、費用対効果を重視する全庁的な共通理解の下でシステム導入の是非を検討します。

取組方針4：デジタル人材の育成

職員の意識改革と ICT リテラシーの向上を目指します。また、あらゆる人々がデジタル技術の恩恵を受けられるよう、デジタルデバイドの解消を目指します。

【DX推進への意識の醸成】

既存の方式からデジタルで社会を変革する DX は、一朝一夕で実現するものではなく、また、専門知識を持つ一部の職員に任せておけば出来上がるものでもありません。全ての職員が DX を自分事として捉え、業務変革に真摯に取り組めるよう職員の変革意識の醸成に継続して取り組みます。

【職員のスキルアップ支援】

DX による新たなソリューションや技術等の導入にあたっては、各業務担当部門にこれらを使いこなすことができる人材が配置されることが重要です。職員の DX に対する意識や ICT リテラシー²⁵の向上を図るため、個人の希望や能力に応じて受講できる研修環境の整備や自己啓発を支援します。

【ICT 推進員の育成】

業務における ICT 活用の積極的な発案や導入支援、他の職員に対して ICT に関するサポートをするなど、各課における DX の推進役や相談役となる人材を育成し、組織全体の ICT リテラシーの向上と DX の推進を図ります。

【利用機会の格差の解消】

行政の DX 推進によって、パソコンやスマートフォン等の操作に不慣れなことや障害等によりサービスが受けられないなど、利用機会の格差や経済損失等が生じないように、デジタルデバイド²⁶の解消に向けた事業に取り組み、あらゆる人々がデジタル技術の恩恵を受けられる行政サービスを目指します。

²⁵ ICT リテラシー:ICT(情報通信技術)を自己の目的に適合するように利用・活用できる能力。

²⁶ デジタルデバイド:ICTを利用して恩恵を受けることができる人と、利用できずに恩恵を受けることができない人との間に生じる様々な格差。